**「クリーン・エイト」　会則**

**（名称）**

**第１条　　本会は、「クリーン・エイト」と称する。**

**（事務所）**

**第2条　　本会の事務所は、代表者宅に置くものとする。**

**（初年度は、城陽市久世上大谷109-5　とする）。**

**（目的）**

**第3条　　本会は、公園を含む古墳群の、環境美化・整備を行い。**

**子供達、高齢者等、住民のふれあいの場所づくりを目的とする。**

**（会員）**

**第4条　　本.会の会員は、本会の目的に賛同した者で、ボランティアでの参加とする。（但し、上大谷友が丘自治会会員に限定する。）**

**（役員）**

**第5条　　本会には、下記の役員を置く。**

**代表－1名、　副代表－1名、　会計―1名、　監査役－1名**

**役員の選出は、会員の互選により選出する**

**（総会）**

**第6条　　総会の招集は、代表により適宜行う。**

**（入会・退会）**

**第7条　　本会員の、自由意思に任せる。**

**（事業年度）**

**第8条　　本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。**

**（事業報告及び決算）**

**第9条　　代表は、毎事業年度終了後、1ヶ月以内に作成し監査を受け**

**承認を得る。**

**附則　この会則は、２０１９年２月　1日から施行する。**